



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

- *2 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 1
- *3 和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則 4

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月19日

和歌山県教育委員会教育長 宮下和己

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(科目履修生) 第27条の2 校長は、高等学校の聴講生として特定の科目を履修する者(以下「科目履修生」という。)の聴講を認めることができる。</p> <p>2 高等学校の聴講生として特定の科目を履修しようとする者は、別記第6号様式による申請書を校長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、申請を行う者が高等学校の生徒であるときは、その在籍する高等学校の校長の許可を得なければ、その申請を行うことができないものとする。</p> <p>3 校長は、前項前段の規定による申請があったときは、申請者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合を除き、これを承認するものとする。ただし、申請者の数が科目履修生の定員の数を超える場合にあつては、抽選で承認を与える者を決定する。</p> <p>(1) 義務教育の段階における普通教育を受けている者</p> <p>(2) 高等学校の生徒であつて、前項後段の規定による許可を受けていない者</p> <p>(3) 未成年者であつて、その保護者の前項前段の規定による申請に係る同意を得ていない者</p> <p>(4) 高等学校の秩序を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>4 校長は、科目履修生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による承認の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに引き続き1月以上出席しない者</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により第1項の規定による承認を受けた者</p> <p>(3) 高等学校の秩序を乱し、その他科目履修生としての本分に反した者</p> <p>(4) 納期限までに授業料を納付しない者</p>	<p>(科目履修生) 第27条の2 学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程及び通信制の課程を置く高等学校の校長は、当該課程の聴講生として特定の科目を履修する者(以下「科目履修生」という。)の聴講を認めることができる。</p>

(授業料の納付)

第28条 略

2 学年の途中で入学、退学、休学、留学又は復学(停学は含まない。)を許可された者(科目履修生にあっては、履修期間の途中で、その履修に係る承認を取り消された者)について徴収する授業料は、関係条例等の規定により月割計算(許可された日の属する月を含む。ただし、月の1日付けの休学又は留学の場合に限り、その月は含まない。)するものとする。

3 略

4 授業料(科目履修生に係るものを除く。)の未納者がある場合は、校長は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)等により必要な措置をとるほか、未納が正当な事由なく納期限1か月を超えるに至ったときは、その生徒の出席の停止を命じ、又は授業料未納のまま正当な事由なく連続1か月以上出席しない者があるとき若しくは授業料未納のため出席の停止を命ぜられ1か月に及びなお未納の者があるときは、その欠席の初日に遡り除籍することができる。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	課程等	設置学科
略			
和歌山県立南 部高等 学校	日高郡み なべ町芝 407	全日制	普通
			農業 食と農園
略			
和歌山県立串 本古座 高等学 校	東牟婁郡 串本町串 本1522	全日制	普通
略			

備考 略

(授業料の納付)

第28条 略

2 学年の途中で入学、退学、休学、留学又は復学(停学は含まない。)を許可された者について徴収する授業料は、関係条例等の規定により月割計算(許可された日の属する月を含む。ただし、月の1日付けの休学又は留学の場合に限り、その月は含まない。)するものとする。

3 略

4 授業料の未納者がある場合は、校長は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)等により必要な措置をとるほか、未納が正当な事由なく納期限1か月を超えるに至ったときは、その生徒の出席の停止を命じ、又は授業料未納のまま正当な事由なく連続1か月以上出席しない者があるとき若しくは授業料未納のため出席の停止を命ぜられ1か月に及びなお未納の者があるときは、その欠席の初日に遡り除籍することができる。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置	課程等	設置学科
略			
和歌山県立南 部高等 学校	日高郡み なべ町芝 407	全日制	普通
			農業
			生産技術
			園芸
	家庭	服飾デザイン	
略			
和歌山県立串 本古座 高等学 校	東牟婁郡 串本町串 本1522	全日制	普通
和歌山県立串 本古座 高等学 校	東牟婁郡 串本町中 湊370	全日制	普通
略			

備考 略

別記様式に次の1様式を加える。

別記第6号様式(第27条の2関係)

年 月 日

県立 高等学校長 様

住 所

氏 名

印

生年月日

年 月 日

電話番号

聴講承認申請書

私は、 年度、貴校の次の科目の聴講をしたいので、和歌山県立高等学校規則第27条の2第2項の規定により申請します。

課程及び分校・分校舎	教科名	科目名

申請の理由及び履修後におけるその成果の活用の方法

備考 課程は、全日制、定時制、通信制の別を記入のこと。

(申請者が未成年者の場合にあつては、保護者の同意が必要)

上記、聴講に同意します。

保護者氏名

印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第3号

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年3月19日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校の通信教育に関する規則（昭和35年和歌山県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																											
<p>第14条 削除</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">学校名</th> <th style="width:70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山県立新宮高等学校</td> <td>新宮市神倉三丁目2番地39号</td> </tr> <tr> <td>和歌山県立新翔高等学校</td> <td>新宮市佐野1005</td> </tr> <tr> <td>和歌山県立串本古座高等学校</td> <td>東牟婁郡串本町串本1522</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	位置	和歌山県立新宮高等学校	新宮市神倉三丁目2番地39号	和歌山県立新翔高等学校	新宮市佐野1005	和歌山県立串本古座高等学校	東牟婁郡串本町串本1522	<p style="text-align: center;">（併修許可書の交付）</p> <p>第14条 校長は、高等学校の定時制の課程との併修を許可した生徒には、別記様式による併修許可書を交付しなければならない。</p> <p>別表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">学校名</th> <th style="width:70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山県立南部高等学校</td> <td>日高郡みなべ町芝407</td> </tr> <tr> <td>和歌山県立田辺高等学校</td> <td>田辺市学園1番71号</td> </tr> <tr> <td>和歌山県立田辺工業高等学校</td> <td>田辺市あけぼの51番1号</td> </tr> <tr> <td>和歌山県立神島高等学校</td> <td>田辺市文里二丁目33番12号</td> </tr> <tr> <td>和歌山県立熊野高等学校</td> <td>西牟婁郡上富田町大字朝来670</td> </tr> <tr> <td>和歌山県立南紀高等学校</td> <td>田辺市学園1番88号</td> </tr> <tr> <td>和歌山県立新宮高等学校</td> <td>新宮市神倉三丁目2番地39号</td> </tr> <tr> <td>和歌山県立新翔高等学校</td> <td>新宮市佐野1005</td> </tr> </tbody> </table> <p>別記様式（第14条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"> 併修許可書 第 号 氏 名 年 月 日生 上記の者は、立 高等学校定時制の課程との併修を許可する。 年 月 日 和歌山県立 高等学校長 氏 名 印 </td> </tr> </table>	学校名	位置	和歌山県立南部高等学校	日高郡みなべ町芝407	和歌山県立田辺高等学校	田辺市学園1番71号	和歌山県立田辺工業高等学校	田辺市あけぼの51番1号	和歌山県立神島高等学校	田辺市文里二丁目33番12号	和歌山県立熊野高等学校	西牟婁郡上富田町大字朝来670	和歌山県立南紀高等学校	田辺市学園1番88号	和歌山県立新宮高等学校	新宮市神倉三丁目2番地39号	和歌山県立新翔高等学校	新宮市佐野1005	併修許可書 第 号 氏 名 年 月 日生 上記の者は、立 高等学校定時制の課程との併修を許可する。 年 月 日 和歌山県立 高等学校長 氏 名 印
学校名	位置																											
和歌山県立新宮高等学校	新宮市神倉三丁目2番地39号																											
和歌山県立新翔高等学校	新宮市佐野1005																											
和歌山県立串本古座高等学校	東牟婁郡串本町串本1522																											
学校名	位置																											
和歌山県立南部高等学校	日高郡みなべ町芝407																											
和歌山県立田辺高等学校	田辺市学園1番71号																											
和歌山県立田辺工業高等学校	田辺市あけぼの51番1号																											
和歌山県立神島高等学校	田辺市文里二丁目33番12号																											
和歌山県立熊野高等学校	西牟婁郡上富田町大字朝来670																											
和歌山県立南紀高等学校	田辺市学園1番88号																											
和歌山県立新宮高等学校	新宮市神倉三丁目2番地39号																											
和歌山県立新翔高等学校	新宮市佐野1005																											
併修許可書 第 号 氏 名 年 月 日生 上記の者は、立 高等学校定時制の課程との併修を許可する。 年 月 日 和歌山県立 高等学校長 氏 名 印																												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。